

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 5 年 2 月 1 3 日（水）

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成２５年２月１３日		開 会
		午前 ９時３０分
		閉 会
		午前１１時００分
出席者	委 員	小 林 倫 明 大 田 浩 栄 裕 明 大 崎 秀 治 小野沢 耕一 阿 部 善 博 △森 繁 之 ○沼 倉 孝 太 小 池 義 和 小 林 正 明
	議 員	議長 中 村 昌 治 副議長 野 元 好 美 オブザーバー 市 川 圭 五十嵐 千 代 臼 井 貴 彦
欠席者	な し	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	佐藤議会事務局長 河本議事課長 小宮同課担当課長 川端同課副主幹 竹下同課主査 北野同課主査 西原議会総務課長 渋谷政策調査課長	

協 議 事 項	自治法の一部改正に伴う条例・規則等の改正について (１) 相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について (２) 相模原市議会会議規則の一部改正する規則について (３) 相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について (４) 相模原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について 議会基本条例に関する特別委員会の設置について 平成２５年相模原市議会３月定例会の運営について (１) 会期 (２) 会議開催日 (３) 代表質問・個人質疑通告期限 (４) 一般質問通告期限 (５) 議事日程 (６) 一般質問通告者数、順位について (７) その他 ① 全員協議会の開催について ② 部会の開催について ③ 議員派遣の議決について ④ 委員会行政視察の議決について ⑤ ６月定例会会議日予定（仮案）について ２０２０年オリンピック・パラリンピック競技大会日本招致に関する決議について 議会改革等に関する検討会中間報告について
------------------	---

協議事項	その他
傍聴者	あり
署名	委員長 沼 倉 孝 太

午前9時30分 開会

○沼倉委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は10名で定足数に達している。

これより日程に入る。



自治法の一部改正に伴う条例・規則等の改正について

○沼倉委員長 自治法の一部改正に伴う条例・規則等の改正について
を議題とする。

資料について、事務局より説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 本日は、3月定例会の運営について説明するわけだが、ことは例年の3月定例会とは多少異なり、議員提案の条例の一部改正や特別委員会の設置等があるので、日程に入る前に、その辺について、事前に説明させてもらいたい。

まず、昨年から話をしている地方自治法の一部改正に伴う本市の条例等の改正で、（１）相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例だが、資料1－1をごらんいただきたい。

地方自治法の改正に伴い、議員の常任委員会の所属に係る規定及び特別委員の在任期間に係る規定の追加、相模原市行政組織条例の改正に伴う常任委員会所管事項に係る規定の改正その他所要の改正をするもので、具体的には、これまで自治法に規定のあった、資料の真ん中辺にあるが、議員は、少なくとも一常任委員となるものとする。それから、その下の特別委員会は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任するという項目を委員会条例のほうに入れ込むものである。この事項については、公布後6月以内に施行すべきということなので、この3月定例会で上程して、3月1日の施行を予定するものである。あわせて、ほかの3件についても、今定例会で上程して、3月1日の施行を予定するものである。なお、組織改編に伴い、委員会条例に別表があり、所管事項が定まっているが、そこに変更が生じることになる。資料の下のほうに、別表総務委員会の項中という表記があるが、危機管理室、総務局、企画市民局を

総務局、企画財政局、危機管理局、市民局に、それから、議会局が設置されることに伴い、選挙管理委員会の項を、議会局、選挙管理委員会に改めるものである。この別表の改正については、組織改編が行われる４月１日に施行するものである。

（２）相模原市議会会議規則の一部改正については、資料２－１をごらんいただきたい。

これまで、委員会にのみ、公聴会の開催、公聴人の招致に関する規定があったものを、自治法の改正に伴い、会議規則で定めることで、本会議でもできることとなったものである。

改正の具体としては、資料２－１の裏面をお開きいただきたい。第９節ということで、新たに公聴会、参考人という項目を設けたものである。自治法の改正のほうは、いわゆるできる規定だが、より開かれた議会を目指すために、会議規則の改正をというような議会改革等に関する検討会の方針を受けて、先日の議会運営委員会でも了解をもらったものである。本会議の公聴会の開催の具体的な方策については、今後、検討が必要になると思われるが、まず、条件整備を行うものである。

（３）相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例については、資料３－１をごらんいただきたい。

先ほど言った本会議の参考人招致等を可能にするということに伴って、関連する条例の改正で、公聴会に参加した者及び参考人に対して、実費弁償に関する条例の改正が必要になったものである。

具体的には、資料３－２の新旧対照表をごらんいただければと思う。第２条第３号、それから第４号に、現行は、議会の委員会が開く公聴会に参加した者、それから第４号で、議会の委員会の求めに応じて出頭した参考人に対して実費弁償を行うということだが、委員会だけではなくて、本会議でも公聴会を可能にすることになると、本会議に参加した者に対しても実費弁償が必要になるということで、改正案をごらんいただければと思う。条文が書いてあるが、本会議、それから、委員会に参加した者についても、実費弁償を行うような改正となっている。

資料４－１をごらんいただきたい。相模原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例については、自治法の改正に伴って、政務

調査費を政務活動費に改めることも含めて、政務活動費に充てることのできる経費の範囲を定めるもので、各会派の代表者によって、議員提出議案としての提案が予定されているものである。なお、今回の政務活動費の関係については、政務活動費の検討会が中心となって検討されてきた経過があることから、検討会の代表だった宮下委員も提案者として加わり、提案説明も宮下委員が行うことが代表者会議で了解されている。

今、4つ説明したが、前半の3つについては委員会提出議案ということで、議会運営に関する条例の改正等については、これまで相模原市では委員会提出議案ということでやっているの、議会運営委員会委員全員の提案ということで、提案説明は沼倉委員長にお願いしたいと思っている。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言等があったらお願いします。――

ないので、以上で本件を終わる。



議会基本条例に関する特別委員会の設置について

○沼倉委員長 議会基本条例に関する特別委員会の設置についてを議題とする。

資料について、事務局より説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 それでは、資料5－1をお開きいただきたい。

特別委員会の設置についてだが、名称については議会基本条例に関する特別委員会、付議事件については議会基本条例の制定について、委員の定数については11名、審査の期限については付議事件の審査終了までということで、前回の議運で了解してもらっている。

その後、11名の委員について、各会派から報告をもらった。資料5－2をごらんいただきたい。

まず、新政クラブについては、岸浪議員、阿部議員、古内議員、小野議員の4名である。民主・新無所属の会については、中村議員、桜井議員の2名である。公明党については、菅原議員、加藤議員の2名である。共産党については藤井議員、市民連合については小林正明議員、みんなのクラ

ブについては小林倫明議員ということで11名である。委員長については、最大会派の新政クラブからということになっていたのも、岸浪議員ということでも申し出があった。

上程については、最終日、議員提出議案ということで、議会運営委員会委員全員が提出者となって、提案説明は沼倉委員長にお願いしたいと思っている。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言等があったらお願いします。――

ないので、以上で本件を終わる。

————◇○◇————

平成25年相模原市議会3月定例会の運営について

○沼倉委員長 3月定例会の運営についてを議題とする。

資料について、事務局から説明させる。

事務局長。

○佐藤議会事務局長 それでは、3月定例会の運営について説明する。資料6をごらんいただきたい。

3月定例会の会議日予定である。2月19日を初日として、3月22日までの会期32日間である。まず、2月19日だが、施政方針、予算、条例、事件、補正予算等について、提案説明をしてもらう。なお、議案第36号、37号については、緊急経済対策に係る補正予算で、説明の後に、各委員会に付託させてもらう。なお、5常任委員会のうち、民生委員会は、この補正予算については該当がない。緊急的な経済対策ということもあって、説明を受けた後に付託、その後に各委員会を開催させてもらい、審査をお願いしたいと思う。2月19日については、総務委員会と環境経済委員会の同時開催をお願いしたいと思う。翌20日については、建設委員会、文教委員会をお願いしたいと考えている。大変恐縮だが、20日の午後5時については、代表質問・個人質疑の通告期限である。それから、2月27日、委員長報告から採決と書いてあるのは、議案第36号、37号の緊急経済対策に係る補正予算の関係で、委員長報告の後、採決までお願いしたい。それが終了した後に、通常行っている代表質問・個人質疑である。

翌 28 日の代表質問・個人質疑終了後、人事案件を説明から採決までお願いしたい。それから、代表質問・個人質疑終了後に、後ほどまた細かく説明させてもらうが、全員協議会をお願いしたいと考えている。次に、3 月 4 日から 3 月 8 日まで、各常任委員会の審査である。なお、総務部会、民生部会も、あわせてお願いしたいと考えている。それから、3 月 11 日は一般質問の通告期限である。なお、包括外部監査についても、同日の午後 3 時までが通告期限になっている。18、19、21 日が一般質問である。それから、22 日が最終日で、委員長報告から採決、そのほか、報告案件、監査報告、その後に、議会運営委員会の開催をお願いしたいと考えている。それから、欄外にあるように、議会だよりのための議会運営委員会については、先の話になるが、4 月 17 日水曜日午前 9 時 30 分から開催をお願いしたいと考えている。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 次に、議事日程について説明させてもらう。資料 7 をごらんいただきたい。

3 月定例会付議事件一覧で、議案が 43 件、報告 5 件、合計 48 件である。議案の内訳は資料に記載したとおりである。そのほかに、付議予定案件ということで、人事案件が 9 件ある。

1 ページ目をごらんいただきたい。

議案第 1 号平成 25 年度相模原市一般会計予算で、総額は 2,445 億円で、前年比 1.5% の減となっている。

議案第 2 号から次のページの議案第 10 号までだが、9 件の特別会計予算である。一般会計及び特別会計を合計した予算規模は 4,101 億 8,330 万円、前年度比 3.4% の減で、これは主に、下水道事業特別会計が 25 年度から公企業会計に移行することに起因している。なお、特別会計が新たに一つふえており、議案第 8 号平成 25 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計予算で、これは後ほど説明させてもらう。

議案第 11 号平成 25 年度相模原市下水道事業会計予算が 25 年から新たに設置されるもので、当初予算額は、266 億 1,673 万 4,000 円となっている。

議案第 12 号相模原市表彰条例の一部を改正する条例についてだが、市

の表彰制度に新たに文化・スポーツ表彰及び特別表彰を新設することに伴う規定の追加、自治功労表彰の対象者の在職年数の変更に伴う規定の改正その他所要の改正を行うものである。

議案第 13 号相模原市新型インフルエンザ等対策本部条例については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、同法の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに設置する相模原市新型インフルエンザ等対策本部の組織等について所要の定めをするものである。

議案第 14 号既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてだが、相模原市条例等整備方針に基づく既存条例の見直しを行い、必要性、有効性等の適時性を確保するための規定の改正を行い、また、他の法令の条項を引用する規定の整理及び目的を達した条例の廃止を行うものである。改正または廃止する条例については、次ページの冒頭に示したとおりである。

議案第 15 号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については、昭和 55 年を最後に、その活動を行っていない相模原市米軍提供施設跡地対策審議会については廃止することとして、新たに、さがみはら森林ビジョン実施計画の策定において、さがみはら森林ビジョン審議会を設置するものである。

議案第 16 号相模原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例については、2つの項目があり、1つ目は勤続期間の計算に関する改正で、職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となったときに、職員以外の地方公務員等として、在職期間を含め、勤続期間を計算するものである。2つ目として、退職手当の引き下げにかかわるもので、国及び地方公共団体における退職手当制度の状況等を勘案した中で、退職手当の支給水準の引き下げを行うものである。

議案第 17 号相模原市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例については、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を容易にするための育児短時間勤務制度の新設その他所要の改正を行うものである。

議案第 18 号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、育児短時間勤務制度の導入に伴って、育児短時間勤務職員等の勤務時間等に関する規定の追加、育児または介護を行う職員

の職業生活と家庭生活の両立を容易にするための早出遅出勤務制度の新設その他所要の改正を行うものである。

議案第 19 号相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴って、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設、育児短時間勤務制度の導入に伴って、育児短時間勤務職員等の給与に関する規定の追加、みずから所有する住宅等に居住している職員に支給する住宅手当の廃止、臨時的任用職員等の給与に係る規定の整備その他所要の改正を行うものである。

4 ページだが、議案第 20 号相模原市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例については、地方自治法施行令の一部を改正する政令によって、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人について所要の定めをするもので、資本金 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している法人等について、条例で定めることによって、長の調査権の対象となるもので、新たに対象となるのが、健康福祉財団、体育協会、勤労者福祉サービスセンター、産業振興財団、S I C の 5 法人である。

議案第 21 号相模原市特別会計条例の一部を改正する条例についてだが、土地開発公社が将来的に解散することを目指していることから、平成 25 年度から公社にかわって市が公共用地を先行取得するに当たって、その財源として、公共用地先行取得事業債を充当するため、新たに公共用地先行取得事業特別会計を設置するものである。

議案第 22 号相模原市相模川ダム周辺地域振興基金条例についてだが、財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金の解散に伴って、その残余財産の引き渡しを受け、当該財産を原資とする相模川ダム周辺地域の振興及び住民の生活基盤の向上のための事業の財源とするため、基金の設置その他所要の定めをするものである。

議案第 23 号相模原市土地開発基金条例の一部を改正する条例についてだが、相模原市土地開発基金及び相模原市広場基金を統合して、新たに土地取得基金を設置するために、その規定の改正その他所要の改正を行うものである。

議案第 24 号相模原市市税条例の一部を改正する条例については、東日本大震災からの復興に関して、地方公共団体が実施する防災のための施策

に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定に伴って、本市が緊急に実施する防災のための施策に関する費用の財源を確保するため、平成２６年度から３５年度までの１０年間の各年度分の個人の市民税に限って、均等割の税率に５００円を加算し、３，５００円に引き上げるための規定の追加をするものである。なお、このことによる２０億円の増収分については、２５年度から２７年度までの３年間で、防災、減災に係る事業に充当する予定と伺っている。

議案第２５号個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例については、特定非営利活動促進法、いわゆるＮＰＯ法において、ＮＰＯ法人の役員で、暴力団対策法の規定に違反して罰金刑に処せられ、５年を経過しない者がいる場合は、ＮＰＯ法人の認定に必要な手続きができないとなっているが、都道府県暴力追放推進センターの役員については、この欠格事由が除外されている条項である。今回、暴力団対策法の改正に伴って、指定暴力団等の事務所の使用差しとめ請求制度が導入されたが、都道府県センターの役員に対する処罰についても、役員の欠格条項から除外されているものである。

次に５ページ、議案第２６号相模原市地域医療医師修学資金貸付条例についてだが、本市の医師不足を解消する方策として、将来市内において総合医として地域医療を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、相模原市地域医療医師修学資金の貸し付けについて所要の定めを行うもので、具体的には、北里大学の医学部に通学して、将来的に総合医を目指している学生を対象に修学資金の貸し付けを行うもので、大学を卒業後、貸付期間の１．５倍の期間を市内の医療機関等で総合医として従事した場合に、貸付金額の返還を免除するものである。

議案第２７号相模原市敬老金条例の一部を改正する条例については、平均寿命の伸び等の社会状況の変化を受けて、敬老金の受給対象者の変更、支給時期の例外規定の追加、支給の例外規定の追加その他所要の改正をするものである。

議案第２８号相模原市子ども・子育て会議条例については、子ども・子育て支援法の規定に基づいて、合議制の機関として設置する相模原市子ど

も・子育て会議の組織及び運営について所要の定めをするものである。

議案第 29 号相模原市都市公園条例の一部を改正する条例については、相模原麻溝公園及び相模原北公園の指定管理者となり得る団体の範囲の変更に係る規定の改正、道保川公園及び相模大野中央公園の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定の追加その他所要の改正を行うものである。

議案第 30 号相模原市営霊園条例の一部を改正する条例については、指定管理者として相模原市営霊園の管理を行わせるものの規定の改正その他所要の改正を行うものである。

議案第 31 号相模原市立公民館条例の一部を改正する条例については、建設後 31 年を経過した小山公民館の大規模改修及び増築工事に伴って、その位置について変更するもので、施設の概要に記されているが、工事期間中については、仮設の施設の所在地ということで向陽町 1 番 8 号に移って、工事終了後は、現在の所在地、向陽町 8 番 1 号に変更するものである。なお、仮設の事務所は、近隣の東京ガスの建物、土地を賃借すると伺っている。あと、増築分として、コミュニティー室を別棟で建設する予定である。今回の改修は改修指針に基づくもので、大沢、田名、新磯に続く 4 館目ということで、単独館としては初めてと伺っている。

6 ページ、議案第 32 号工事請負契約についてだが、公共下水道境川第 25-イ雨水幹線整備工事 1 工区ということで、相模大野 4 丁目から若松 3 丁目にかかわるもので、契約金額は 10 億 7,362 万 5,000 円で、契約の相手方は、西松建設・萩原造園土木・日栄建設共同企業体である。履行期限は 710 日以内ということで、平成 24 年度から 26 年度の継続事業となる。

議案第 33 号包括外部監査契約の締結については、包括外部監査の契約を、本年 4 月 1 日から、横浜市在住の中元文徳公認会計士と締結することにかかわるものである。

議案第 34 号字の区域の変更については、下九沢の NEC グラウンド跡地に大規模住宅開発があるということで、表の右にあるが、区域内に複数の小字がある状況で、不動産登記法上、合筆ができないということで、左の表記にあるように、新たに下九沢字宮ノ上という小字のもとに合筆して、そのうち分筆を行うような予定と伺っている。

議案第35号市道の認定については、開発行為12路線、寄附3路線、合計15路線の認定にかかわるものである。

7ページ、議案第36号平成24年度相模原市一般会計補正予算第8号及び議案第37号平成24年度相模原市下水道事業特別会計補正予算第2号は、緊急経済対策に係る補正予算で、一般会計補正予算第8号は、総額で114億3,700万円、下水道事業特別会計補正予算第2号は、5億2,300万円である。緊急経済対策に関する補正予算に関しては、民生委員会を除く4委員会が対象となっている。

議案第38号平成24年度相模原市一般会計補正予算第9号は、3月の一般会計補正予算No.2となっている。

議案第39号から第43号については、特別会計に関する補正予算である。

8ページ、専決処分の報告についてということで、まず第1号については、市営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料の滞納者に対する訴えということで、12月定例会において専決処分について報告させてもらったが、この訴えについて和解が調ったということで、本年1月10日、専決処分をさせてもらったことの報告である。

報告第2号工事請負契約の変更については、津久井広域道路インターチェンジ接続工事その3の変更で、この案件については、平成22年12月定例会で議決してもらっているが、その後、平成27年7月及び平成24年4月に契約変更を行っている。今回、2,560万円の減額となる契約変更の専決処分を行わせてもらったものである。

報告第3号も津久井広域道路インターチェンジ接続工事その4にかかわるもので、その3と同じ議決、変更の経過をたどっており、今回、4,497万円の減額について専決処分を行ったものである。

報告第4号市道新戸相武台道路改良工事第2工区については、270万円の増額となっている。

報告第5号は損害賠償額の決定にかかわるもので、交通事故に係るものが1件、道路管理に係るものが2件、防火水槽敷地の管理に係るものが1件、合計4件である。

なお、一番下、付議予定案件として人事9件ということで、監査委員の

選任が 1 件、固定資産評価審査委員会の委員の選任が 1 件、土地利用審査会委員の選任が 7 件、合計 9 件である。

裏面をごらんいただきたい。冒頭に言ったが、相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について、相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について、相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上 3 件を委員会提出議案ということで予定している。あと、委員会提出議案の付議予定案件ということでは、条例が 1 件予定されており、相模原市自殺対策基本条例ということで、今定例会、3 月 6 日の民生委員会の中で議決の予定で、議決されれば、また最終日に提案ということになってくると思われる。

3 番目、議員提出議案だが、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、特別委員会の設置についてということで 2 つある。

請願・陳情については、リニア中央新幹線について、1 件である。

監査報告については 8 件ある。

資料 8 をごらんいただきたい。会議日程を説明する。

第 1 日目、2 月 19 日だが、まず、市長の施政方針演説があつて、続いて、通し番号 2 から次ページの 42 までの提案説明があり、議事延期となる。その後、通し番号 43、44 の緊急経済対策に関する補正予算について提案説明してもらって、委員会に付託となる。その後、通し番号 45 から 47 までの委員会提出議案について提案説明してもらい、質疑、討論の後、採決、それから、通し番号 48 の議員提出議案については、同じく提案説明の後、質疑、討論の後、採決をお願いしたいと思う。

第 2 日目、2 月 27 日だが、冒頭で緊急経済対策に係る補正予算に係る各委員会の委員長報告をもらって、質疑、討論から採決までお願いしたいと思う。その後、代表質問・個人質疑となる。

4 ページ、第 3 日目も代表質問・個人質疑となる。代表質問・個人質疑終了後、議案第 1 号から 6 ページの議案第 43 号までが委員会付託となる。その後、通し番号 49 から 58 までの人事案件について、提案説明から採決をお願いしたいと思う。最後に、陳情 1 件について、委員会に付託となる。

第4日目3月18日から6日目の3月21日までは一般質問となる。

7日目、3月22日だが、委員長報告から採決までお願いしたいと思う。
その後、通し番号60だが、特別委員会の設置についての議提議案について、沼倉委員長から提案説明してもらって、質疑、討論の後、採決をしてもらう。その後、議長から委員の指名をしてもらった後、休憩となり、休憩中に正副委員長の互選を行う。再開後、議長から正副委員長について報告をもらう。その後、通し番号61からの専決処分の報告について及び監査報告、包括外部監査報告を行う。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。――

ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。

(6) 一般質問通告者数、順位についてを議題とする。

通告者数については、資料9-1のとおりとなるので、確認をお願いする。いいか。(「はい」と呼ぶ者あり)

通告者数が確認できたので、日ごとの質問者数について、協議をお願いする。――

それでは、意向を確認していく。

新政クラブ。

○小野沢委員 3日間の割り当てについて確認したいと思うが、この人数でいくと、1日目9人、2日目9人、3日目6人、こういうことでもいいのか。

○沼倉委員長 今、新政クラブから人数の確認ということが出たが、1日目9人、2日目9人、3日目6人、まず、確認だけさせてもらうが、特に異議ないか。――

それでは、人数割りについては、そのようにさせてもらう。

それでは改めて、新政クラブ。

○小野沢委員 新政クラブとしては、1番、4番、7番、11番、14番、17番、20番、24番。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会、お願いする。

○小池委員 2番、6番、10番、16番、23番。

○沼倉委員長 公明党、いかがか。

- 栄委員 3 番、8 番、15 番、22 番。
- 沼倉委員長 共産党、お願いします。
- 大田委員 12 番と21 番でお願いします。
- 沼倉委員長 市民連合、お願いします。
- 小林（正）委員 2 日目の空いているところだと、13 番しかない
ですね。（「18 番が空いている」と呼ぶ者あり）18 番でいい。
- 沼倉委員長 みんなのクラブ、お願いします。
- 小林（倫）委員 5 番と19 番。
- 沼倉委員長 無所属の市川議員、お願いします。
- 市川議員 13 番。
- 沼倉委員長 それでは、無所属の臼井議員、お願いします。

今、9 番が空いているが、いかがか。

- 臼井議員 2 日目がよかったものだから、13 番がよかったが、9
番でいい。

- 沼倉委員長 今、私の手元の中では、特にバッティングしているところはない。

事務局に確認させる。

議事課長。

- 河本議事課長 1 番から順番に確認させてもらう。

まず、1 番目が新政クラブ、2 番目が民主・新無所属の会、3 番目が公明党、4 番目が新政クラブ、5 番目がみんなのクラブ、6 番目が民主・新無所属の会、7 番目が新政クラブ、8 番目が公明党、9 番目が臼井議員、10 番目が民主・新無所属の会、11 番目が新政クラブ、12 番目が共産党、13 番目が市川議員、14 番目が新政クラブ、15 番目が公明党、16 番目が民主・新無所属の会、17 番目が新政クラブ、18 番目が市民連合、19 番目がみんなのクラブ、20 番目が新政クラブ、21 番目が共産党、22 番目が公明党、23 番目が民主・新無所属の会、24 番目が新政クラブ、以上である。

- 沼倉委員長 何か質問があるか。

市川議員。

- 市川議員 臼井議員と少し話させてもらって、私と臼井議員を入れ

かえてもらってもいいか。済まないが、私が9番で臼井議員が13番目をお願いする。

○沼倉委員長 今そういう意見が出た。では、そのように取り計らいたいと思う。

ただいま事務局より報告があつて、確認させてもらうが、いいか。——確認がなされたので、そのように決定する。

(7) その他に入る。

事務局から説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 まず、全員協議会の開催ということで、市側から、(仮称)さがみはら都市経営指針(案)及び実行計画(案)について、全員協議会を開催してほしい旨の申し出がある。一応、予定としては、2月28日、代表質問・個人質疑終了後に開催させてもらえればと思う。

2つ目として、部会の開催についてである。2件あり、まず、総務部会の開催ということで、市税に係る平成25年度税制改正の概要について、それから、民生部会の開催ということで、相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の改正(案)の概要についての申し出がある。

3つ目、議員派遣の議決については、資料10をごらんいただきたい。神奈川県市議会議長会第190回定例会ということで、南足柄市で、4月23日に行われるが、議長と副議長の出席ということで、副議長の派遣について承認してもらうもので、本会議最終日に上程して、簡易採決でお願いできればと思っている。

資料11をごらんいただきたい。委員会行政視察の議決については、平成25年度常任委員会調査事項について、平成25年度において、調査事項の記載の項目について、他都市の調査を閉会中行うことができる旨の承認を行うもので、あわせて、議会運営委員会、特別委員会についても同様に承認をお願いするものである。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。——

なければ、以上で本件を終わる。

6月定例会の仮案について、事務局から説明させる。

事務局長。

○佐藤議会事務局長 それでは、ただいま配付した資料１２をごらん
いただきたい。６月定例会の仮案について説明する。

６月定例会については、５月３０日を初日として、６月２８日までの会
期３０日間である。５月３０日に本会議、翌３１日が代表質問・個人質疑
通告期限、午後５時となっている。それから、６月７日が本会議、１０日
が予備日である。１１日から翌週の１７日まで各常任委員会である。１８
日の午後３時が一般質問通告期限である。２５日から２７日の３日間が一
般質問、２８日が最終日で、議決までお願いしたいと考えている。なお、
今回、例外というか、通常の定例会と若干違った日程があるので説明させ
てもらおうと、６月１０日の本会議の予備日の後、１１日から委員会が入っ
ているが、通常、このところは１日空けるのが約束事になっている。今
回、政令指定都市市長会とか全国市議会議長会とか、そういった総会とか、
いろいろな会議がある関係で、日程を組むに当たって、この部分を１日
あけずに組むことにより、６月の末までに本会議が終わる日程になってい
るので、理解してもらいたいと考えている。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったら願
いする。――

ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。

—————◇○○◇—————

２０２０年オリンピック・パラリンピック競技大会日本招致に関す
る決議について

○沼倉委員長 ２０２０年オリンピック・パラリンピック競技大会日
本招致に関する決議についてを議題とする。

こちらについては、引き続き協議を行うこととなっていたので、取り扱
い等について意見等があったら願います。――

まず、事務局に他都市の状況を聞いてみる。

議事課長。

○河本議事課長 直近でこちらのほうで調べた結果で言う。政令市２
０市の中で、既にオリンピック招致の決議をしているのが１３市ある。そ

れから、ここで決議をする予定と伺っているのが3市ある。それ以外に、今、検討中というところが、相模原市を含めて4市である。検討中の市は名古屋、京都、大阪、本市ということで、ほぼ17市が予定も含めて決議の方向ということである。

○沼倉委員長 他都市は、そのような状況である。それを踏まえて、いかがか。――

順番に聞いていく。

新政クラブ。

○小野沢委員 マスコミ等で大分、招致することについての市民の意向等が発表されて、70%以上の話が出ているようで、きょうのニュースではレスリングが廃止されるという話もあるが、日本の将来のことを夢見たり、現実、若い人たちにも夢を見てもらうというようなことで、相模原市も決議に参加して、招致運動をしてはと思っている。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会、いかがか。

○小池委員 特段、否定することはなくなった。東京都知事もかわって、そのような方針も出しているし、今、新政クラブが言ったように、近づくにつれて、機運もだんだん高まったのではないかという部分で、今、事務局より説明があったとおり、他の政令市も率先して協力していこうという話なので、本市も政令市としての責任というか、日本国の未来のために、ぜひ、オリンピックを東京で開催できるように決議してもらえればと思っている。

○沼倉委員長 公明党、いかがか。

○栄委員 私どもも同じである。新しい知事も精力的に招致を訴えている状況で、確かに今、機運も高まっているとも思っている。その意味から、日本招致に向けた決議をとということなので、これには賛同したいと思っている。

○沼倉委員長 共産党、いかがか。

○大田委員 共産党としては、以前から述べているが、オリンピック、パラリンピック自体は反対ではないが、やはり、招致合戦ということで、多額の費用がかかるのは目に見えているので、反対したいと思う。

○沼倉委員長 市民連合、いかがか。

○小林（正）委員 特に反対する理由もない。

○沼倉委員長 みんなのクラブ、いかがか。

○小林（倫）委員 決議賛同には、やぶさかではない。

○沼倉委員長 皆さんの意向を確認させてもらった。日本共産党は決議に対して反対という意見、全員が一致というわけにはなかなかいかないが、どのようにしたらいいか。ほかの皆さんは賛成ということだが、共産党、どうか。

○大田委員 相模原として、どういう招致をやっていくのかが明確であればまだいいが、何もわからない状況では、やはり賛成はできない。

○沼倉委員長 わからないというのは、内容がまだわからないと。その内容というのは……。

○大田委員 相模原市として、どのように招致に対して協力していくか、そのあたりである。

○沼倉委員長 原則、皆さんの意見を一致した上でということを進めていきたいと思っているが、共産党、いかがか。東京都の招致に協力という側面的な支援なので……。

○大田委員 かなり費用もかかる。

○沼倉委員長 どういう招致と言われても、相模原市が主体ではないもので、その辺のところで、いかがか。例えば、持ち帰って少し……。

○大田委員 では、持ち帰って、議論させてもらう。休憩してもらえるか。

○沼倉委員長 10分ぐらいの休憩で、何とか結論……。

民主・新無所属の会。

○森委員 相模原市がどうこうするということではなくて、議会が決議を上げることが招致の後押しになるということで、お願いに来ているということである。ほかの都市も、聞くところによると、議会が決議を上げて、その都市が主体的に何をするということではなくて、東京都が招致をするに当たって、こういう都市も、こういう都市も決議を上げてもらっているというバックボーンが招致の後押しになるということで、上げてくれという話で、それに対して協力をしていこうという中身なので、もう一度考えてもらいたいと思っている。

○沼倉委員長 休憩する。

午前 10 時 33 分 休憩

午前 10 時 44 分 開議

○沼倉委員長 再開する。

共産党、意向はどうなったか。

○大田委員 議論したが、もう少しだけ時間をもらえないかというところで、次には議運がないか。少し時間を欲しい。

○沼倉委員長 時間が欲しいということは、持ち帰って、改めて報告したいという意向か。（「そうである」と呼ぶ者あり）

今、共産党から、改めて時間をもらえないかという提案があったが、皆さん、どのように考えているか。

新政クラブ。

○小野沢委員 できたら本定例会中にとということだが、いつごろまでなのか、日程を確認したいのが一つと、招致に対する関心も非常に高まっているし、国の経済も上昇するような雰囲気の中で、やはりそういうものを招致して、国民に夢を与えるというか、子供たちにも夢を与えるということで進めるべきだと思うし、まして、東京都のすぐ隣の県、市で、ほかの自治体も相模原市の動向を見ている部分もあるかと思うので、できれば、きょう決めたいと思っているが、共産党の意向はいつまでなのか、時間がかかるようなら、きょう、方向を決めてもらえればと思う。

○沼倉委員長 今、新政クラブから、今定例会中にとという話があったが、共産党、今定例会中に結論を出すに当たって、改めて日程を欲しいということか。（「そうである」と呼ぶ者あり）

共産党も、この定例会中に結論を出すということで、それに間に合うような日程調整が欲しいということである。

議事課長。

○河本議事課長 19日は、本会議終了後、補正予算の関係で、総務、環境経済委員会がある。翌20日も建設、文教委員会があるので、なかなか、その辺は難しいかと思われる。

○沼倉委員長 3月定例会の日程の中で、28日に全協がある。全協

には皆さんが来られるので、全協終了後ということでいかがか。（「お願いする。２８日で大丈夫である」と呼ぶ者あり）

休憩する。

午前１０時４８分 休憩

午前１０時５０分 開議

○沼倉委員長 再開する。

日程について、皆さんの意見の調整をさせてもらった。２７日ということで調整がついたので、２７日本会議終了後、時間は迫ってこちらから連絡するので、よろしくお願いします。

それと、案文についてだが、もし、皆さんの中で、このようないうものがあったら、出す出さないは別として、事前の準備としてもらえれば幸いなので、配慮をよろしくお願いします。

◇○◇

議会改革等に関する検討会中間報告について

○沼倉委員長 議会改革等に関する検討会中間報告についてを議題とする。

事務局より説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 資料１３をごらんいただきたい。

議会改革等に関する検討会で引き続き協議を行っており、今までも検討会の結果については何回か中間報告という形で出させてもらったが、今回一つ、項目が出ている。１枚めくってもらって、内容的には、広聴・広報の強化について、議会だより、ホームページの充実という項目で、議会のホームページについては、単独のドメインを取得し、現在の市のホームページから独立した管理、運営とするということで、議会改革等に関する検討会の岸浪委員長から、議会運営委員会の沼倉委員長に提出してもらっている。これについては、今、市のホームページが市全体のホームページということで、悪く言えば、議会が間借りしているような形も考えられるので、議会独自のホームページを持って、もっと弾力的に市議会の動きをア

ピールしていく必要があるということでの提案である。

○沼倉委員長 ただいま事務局から説明があったとおり、議会改革等に関する検討会より、協議結果の中間報告がされた。この報告書の取り扱いについて、各会派の意見を伺いたい。

新政クラブ。

○小野沢委員 新政クラブとしては、異議ない。こういう方向で進めてもらえればと思う。

○沼倉委員長 ほかに。特にないか。――

それでは、今の事務局の説明のとおり異議なしということで確認させてもらった。

—————◇○◇—————

その他

○沼倉委員長 その他について、何か発言等があったらお願いします。

市民連合。

○小林（正）委員 去年の１２月ぐらいだったか、オスプレイの関係の意見書をという市民レベルの動きもあったが、ちょっと様子を見ようということで中断されているような形になっているが、聞くと、勝坂自治会でも、かなり騒音の関係で自治会決議を上げられたといううわさもあるし、新聞報道でも、沖縄の首長を挙げて、やはりオスプレイの関係で、相当、騒音関係が多発しているという状況があるので、そろそろ、そういった意見書を上げてもいいという感じがする。もちろん、基本的には市民レベルの段階で、きちっと内容を精査してということになると思う。

○沼倉委員長 今、市民連合から、オスプレイに関する意見書について、少し議論したほうがいいのかという発言があったが、皆さんどのように考えているか。

新政クラブ。

○阿部委員 今、勝坂のほうの話もあったが、オスプレイとは別でと考えていいわけか。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 もちろん、そうである。別だが、さらにオスプレ

イの内容を意見書に加わると、さらに騒音が解消されるという視点もある。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 それでは、オスプレイの騒音ということでもいいのか。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 騒音だけではなくて、いろいろな課題があると思うので、それを持ち寄って、それぞれ会派ごとの考え方があると思うので、共通項を見出して決議するという形である。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 もちろん、市民の関心も高く、市民生活に影響が及ぼされるようなことがあってはならないので、その辺で意見書の検討というものはやぶさかではないが、ただ、内容があやふやなままでは、出そう出そうというわけにはいかないと思うので、その辺、整理がつくのであれば、当然、意見書という形も考えられると思う。２７日に１回集まるということなので、そこまでに、会派として持ち帰って整理してきてみたいと思うし、また、話があった市民連合のほうでは、要点整理して、この辺で意見書を上げるという話であれば、そこは聞かせてもらいたいと思う。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 たしか過去に、公明党も内容的な提案もされているような感じがあるし、もちろん、要望にこたえていきたいと思うので、要点整理をしてくる。

○沼倉委員長 ほかに何か発言があるか。

公明党。

○栄委員 私どもも、以前、案も出したが、全国の状況を見て、市町等の動きも勘案して、若干変わるかもしれないが、考えてきたいと思っている。基本的には、意見書を出す方向でいいのではないかと考えているので、協議に応じたいと思う。

○沼倉委員長 ほかに何か発言があるか。――

それでは、今、市民連合から提案があったオスプレイに関する国に対する意見書、２７日に、出すか出さないか、それから、どのような内容、そういったものを議論してはという新政クラブからの提案もあって、そのように取り扱いたいと思うが、いいか。――

それでは、２７日、オスプレイに関しても、議題とさせてもらう。

議事課長。

○河本議事課長 資料１４をお開きいただきたい。

前回の議運で、広報部会の人数を決めて、各会派から報告が来ているので報告させてもらう。広報部会は７名ということで、新政クラブは寺田議員、宮下議員、民主・新無所属の会は鈴木議員、公明党は久保田浩孝議員、共産党は大田議員、市民連合は江成議員、みんなのクラブが大槻議員、以上７名の報告が来ているので確認してもらえればと思う。

あと一つ、実はあした、文教委員会が予定されており、例の中学生の逮捕の関係で所管事務調査を行うが、教育委員会の報告の内容、委員の協議によっては、所管事務調査が終了する可能性も考えられる。これはもちろん、あしたの展開によるが、もし、あしたが最終の調査となった場合は、この３月定例会の間に委員長報告が入ってくることが想定されるので、一応、その辺は想定ということで話をさせてもらう。今わかっている範囲で言うと、あした、所管事務調査を行うときに、ＮＨＫとテレビ神奈川から撮影したいという申し出が来ているので、あわせて報告させてもらう。

○沼倉委員長 そのほか、何か発言があったらお願いします。――

ないので、以上で、その他を終わる。

次回の議会運営委員会は、２月２７日本会議終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午前１１時００分 閉会